行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。)に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する手続(以下「地方税関係手続」という。)に係る個人番号利用事務実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。)が適当と認める書類、財務大臣等(規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。)が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。)を、以下のとおり定め、平成29年2月14日から適用する。

別表第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が 適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。

○別表

<u></u>		
第1欄	第2欄	第3欄
第 1 欄 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	第2欄 官発行され、又ので書類に出り、ので記した。 大きれた 大きな	第3欄 税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第 55号)第12条に規定する税理士証票 (提示時において有効なものに限る。以下 「税理士証票」という。) 本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写裏付身分証明書等」という。) 戦傷病者手帳その他官公署から発行され、又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。)

として個人番号利用事 務実施者が適当と認め るもの 規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)

個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類

官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付 又は送付した書類で、個人番号利用事務等 実施者に対して、申告書又は申請書等と併 せて提示又は提出する場合の当該書類

規則第 1条第 1項第 3号口 官公署又は個人番号利 用事務等実施者から発 行され、又は発給された 書類その他これに類す る書類であって個人番 号利用事務実施者が適 当と認めるもの(通知カ ードに記載された個人 識別事項の記載がある ものに限る。)

本人の写真の表示のない身分証明書等で、 個人識別事項の記載があるもの(提示時に おいて有効なものに限る。以下「写真なし 身分証明書等」という。)

地方税若しくは国税の領収証書、納税証明 書又は社会保険料若しくは公共料金の領 収証書で領収日付の押印又は発行年月日 及び個人識別事項の記載があるもの(提示 時において領収日付又は発行年月日が6 か月以内のものに限る。以下「地方税等の 領収証書等」という。)

印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他 官公署から発行又は発給をされた本人の

	│ あって、行政手続におけ	写真付公的書類
2号	他これに類する書類で	写真付身分証明書等
規則第 2条第	は発給された書類その	税理士証票
	官公署から発行され、又	
	項等」という。)であつ て財務大臣等が適当と	
	慮すべき事情(以下「事 項等」という。) であっ	
	必要となる事項又は考	
	を作成するに当たって	
	該提供に係る申告書等	
	当該提供を行う者が当	
	額、雑損失の金額その他	
	されている純損失の金	る事項
5号	ている申告書等に記載	標準額若しくは税額等その他これに類す
3項第	置を講じた上で受理し	求書に記載された更正の請求直前の課税
1条第	定により本人確認の措	課税標準額若しくは税額等又は更正の請
規則第	過去に法第16条の規	修正申告書に記載された修正申告直前の
		税務書類」という。)
		事項の記載があるもの(以下「本人交付用
		が本人に対して交付した書類で個人識別
		例に基づいて個人番号利用事務等実施者
		その他の地方税に関する法律に基づく条
		の他租税に関する法律若しくは地方税法
		て徴収する旨の通知書又は特別徴収票そ
		造力税公に焼足する特別徴収の方法によっ 義務者に交付する特別徴収の方法によっ
		のものに限る。以下「写真なし公的書類」 という。)
		行若しくは発給された日から6か月以内 のよのに関え、以下「写真な」なかま類。
		るもの(提示時において有効なもの又は発
		のを含む。)で、個人識別事項の記載があ
		写真の表示のない書類(これらに類するも

る特定の個人を識別す るための番号の利用等 に関する法律施行令(平 成26年政令第155 号。以下「令」という。) 第12条第1項第1号 に掲げる書類に記載さ れた個人識別事項が記 載され、かつ、写真の表 示その他の当該書類に 施された措置によって、 当該書類の提示を行う 者が当該個人識別事項 により識別される特定 の個人と同一の者であ ることを確記すること ができるものとして個 人番号利用事務実施者 が適当と認めるもの

個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)

個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類

官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付 又は送付した書類で、個人番号利用事務等 実施者に対して申告書又は申請書等と併 せて提示又は提出する場合の当該書類

規則第 3条第 1項第 6号

官公署又は個人番号利 用事務等実施者から発 行され、又は発給された 書類その他これに類本 る書類無事務実施者が第2 条第5項に規定する6 会第5項に規定する6 という。)の提供を行人 という。)の提供を行人 者の個人番号及び個人 番号の記載がある ものに限る。) 官公署又は個人番号利用事務等実施者が 発行又は発給をした書類で個人番号及び 個人識別事項の記載があるもの

自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)

行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律の規定 による通知カード及び個人番号カード(以 下「マイナンバーカード」という。)並び に情報提供ネットワークシステムによる 特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26年総務省令第85号)第15条の規定 により還付された通知カード(以下「還付 された通知カード」という。)又は同省令

		第90久年1百の担党により畳付された
		第32条第1項の規定により還付された
		個人番号カード(以下「還付されたマイナ
		ンバーカード」という。)
規則第	官公署又は個人番号利	写真なし身分証明書等
3条第	用事務等実施者から発	V 00 0 2,730 km 2,1 m
2項第	行され、又は発給された	地方税等の領収証書等
2号	書類その他これに類す	
	る書類であって個人番	写真なし公的書類
	号利用事務実施者が適	
	当と認めるもの	本人交付用税務書類
規則第	本人しか知り得ない事	個人番号利用事務等実施者により各人別
3条第	項その他の個人番号利	に付された番号、本人との取引や給付等を
4項	用事務実施者が適当と	行う場合において使用している金融機関
	認める事項	の口座番号(本人名義に限る。)、証券番
		号、直近の取引年月日等の取引固有の情報
		等のうちの複数の事項
規則第	個人識別事項により識	雇用契約成立時等に本人であることの確
3条第	別される特定の個人と	認を行っている雇用関係その他これに準
5項	同一の者であることが	ずる関係にある者であって、知覚すること
	明らかであると個人番	等により、個人番号の提供を行う者が通知
	号利用事務実施者が認	カード若しくは令第12条第1項第1号
	める場合	に掲げる書類に記載されている個人識別
		事項又は規則第3条第1項各号に掲げる
		措置により確認される個人識別事項によ
		り識別される特定の個人と同一の者であ
		ること(以下「個人番号の提供を行う者が
		本人であること」という。)が明らかな場
		合
		□ 所得税法に規定する控除対象配偶者又は
		//
		扶養親族その他の親族(以下「扶養親族等」
		という。)であって、知覚すること等により、個人番号の提供な行う者が大人でなる。
		り、個人番号の提供を行う者が本人である
		ことが明らかな場合
		過去に本人であることの確認を行ってい

		る同一の者から継続して個人番号の提供
		を受ける場合で、知覚すること等により、
		個人番号の提供を行う者が本人であるこ
		とが明らかな場合
規則第	官公署若しくは個人番	マイナンバーカード又は通知カード
4条第	号利用事務等実施者か	還付されたマイナンバーカード又は還付
2号口	ら発行され、若しくは発	された通知カード
前段	給された書類その他こ	住民基本台帳法(昭和42年法律第81
	れに類する書類であっ	号) 第12条第1項に規定する住民票の写
	て個人番号利用事務実	し又は住民票記載事項証明書(以下「住民
	施者が適当と認めるも	票の写し又は住民票記載事項証明書」とい
	の(当該提供を行う者の	う。)であって、氏名、出生の年月日、男
	個人番号及び個人識別	女の別、住所及び個人番号が記載されたも
	事項が記載されている	\mathcal{O}
	ものに限る。)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が
		発行又は発給をした書類で個人番号及び
		個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人によ
		る申立書(提示時において作成した日から
		6か月以内のものに限る。)
規則第	個人番号利用事務実施	個人番号利用事務等実施者の使用に係る
4条第	者が適当と認める方法	電子計算機と個人番号の提供を行う者の
2号口		使用に係る電子計算機とを電気通信回線
後段		で接続した電子情報処理組織を使用して
		本人から提供を受ける方法(以下「個人番
		号の提供を行う者の使用に係る電子計算
		機による送信」という。)
規則第	個人番号利用事務実施	地方税手続電子証明書(いなべ市行政手続
4条第	者が適当と認める方法	等における情報通信の技術の利用に関す
2 号二		る条例施行規則(平成22年規則第23
		号。以下「オンライン化規則」という。)
		第3条第2項第2号に規定する電子証明
		書をいう。)及び当該地方税手続電子証明
		書により確認される電子署名(オンライン
	<u> </u>	

化規則第2条第2項第2号に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。)が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)

民間電子証明書(電子署名及び認証業務に 関する法律(平成12年法律第102号。 以下「電子署名法」という。)第4条第1 項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子 証明書(個人識別事項の記録のあるものに 限る。)をいう。)及び当該民間電子証明 書により確認される電子署名が行われた 当該提供に係る情報の送信を受けること (個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)

マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示(提示時において有効なものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること

個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に 限り発行する識別符号及び暗証符号等に より認証する方法

規則第 6条第 1項第 3号 官公署又は個人番号利 用事務等実施者から本 人に対し一に限り発行 され、又は発給された書 類その他の本人の代理

本人の署名及び押印並びに代理人の個人 識別事項の記載及び押印があるもの(税理 士法(昭和26年法律第237号)第2条 第1項の事務を行う者から個人番号の提 供を受ける場合を除く。)

規 7 1 2 第 第 第	人供る利と 官は他あ項に事写該に示識れのすと務合 とをも用認 とが との第記項真書よを別る者るしまを しずの事め かさに、号さ記表にてう項定あと個者 だりが は個れのれた 当がよ個こで番頭がの明番適 とをる利と な類第 関 にれるれば当り人とき号当れる類第類別の当置提したるが人があるがより な	マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)税理士証票写真付公的書類個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)
	務実施者が適当と認め るもの	
規則第	登記事項証明書その他の定公署から発行され	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の
7条第 2項	の官公署から発行され、 又は発給された書類及	官公署から発行又は発給をされた書類そ の他これに類する書類であって、当該法人
	び現に個人番号の提供	の商号又は名称及び本店又は主たる事務
	を行う者と当該法人と	所の所在地の記載があるもの(提示時にお
	の関係を証する書類そ	いて有効なもの又は発行若しくは発給を
	の他これらに類する書	された日から6か月以内のものに限る。以
	類であって個人番号利	下「登記事項証明書等」という。) 並びに

	用事務実施者が適当と 認めるもの(当該法人の 商号又は名称及び本店 又は主たる事務所の所 在地の記載があるもの に限る。)	社員証等、現に個人番号の提供を行う者と 当該法人との関係を証する書類(以下「社 員証等」という。)
		地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。)及び社員証等
規則第 9条第	官公署又は個人番号利 用事務等実施者から発	写真なし身分証明書等
1 項第 2 号	行され、又は発給された 書類その他これに類す	地方税等の領収証書等
	る書類であって個人番号利用事務実施者が適	写真なし公的書類
	当と認めるもの	本人交付用税務書類
規則第 9条第 3項	本人及び代理人しか知 り得ない事項その他の 個人番号利用事務実施 者が適当と認める事項	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第 9条第 4項	令第12条第2項第1 号に掲げる書類に記載 されている個人識別事 項により識別される特 定の個人と同一の者で あることが明らかであ ると個人番号利用事務 実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。)が明らかな場合

規 9 5 6 則 条 項 号	官公署 国本 国本 国本 国本 国本 国本 国本 のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	り、個人番号の提供を行う者が本人の代理 人であることが明らかな場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合 代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。) 還付されたマイナンバーカード又は還付された通知カード
規則第 10条第 1 号	本人及び代理人の個人 識別事項並びに本人の 代理人として個人番号 の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人 番号利用事務実施者が 適当と認める方法	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること e L T A X を利用して、申告及び申請・届出等手続き又は地方税の納付手続を行う者(以下「システム利用者」という。)を特定するために e L T A X の運営に参加している地方公共団体がシステム利用者に付与する識別符号(以下「利用者 I D」という。)を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること。

規則第 10条 第2号

代理人に係る署名用電 子証明書(電子署名等に 係る地方公共団体情報 システム機構の認証業 務に関する法律(平成1 4年法律第153号。以 下「公的個人認証法」と いう。)第3条第1項に 規定する署名用電子証 明書をいう。) 及び当該 署名用電子証明書によ り確認される電子署名 が行われた当該提供に 係る情報の送信を受け ることその他の個人番 号利用事務実施者が適 当と認める方法

代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

代理人に係る地方税手続電子証明書及び 当該地方税手続電子証明書により確認さ れる電子署名が行われた当該提供に係る 情報の送信を受けること(個人番号利用事 務実施者が提供を受ける場合に限る。)

代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)

代理人が法人である場合には、商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)

個人番号関係事務実施者が本人であることの 確認を行った上で代理人に対して一に限り発 行する識別符号及び暗証符号等により認証す る方法 マイナンバーカード、運転免許証、旅券その 他官公署又は個人番号利用事務等実施者から 代理人に対し一に限り発行され、又は発給を された書類その他これに類する書類であっ て、個人識別事項の記載があるものの提示(提 示時において有効なものに限る。)若しくは その写しの提出を受けること又は個人番号の 提供を行う者の使用に係る電子計算機による 送信を受けること

本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること(登記事項証明書については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示を受けた書類等を確認する方法によることができる。)

本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること(法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合

には、当該書類の提示等に代えて過去におい て提示等を受けた書類等を確認する方法によ ることができる。) 本人の代理人(当該代理人が税理士法第48 条の2に規定する税理士法人又は同法第51 条第3項の規定により通知している弁護士法 人(以下「税理士法人等」という。) の場合 に限る。) に所属する税理士又は同法第51 条第1項の規定により通知している弁護士 (以下「税理士等」という。) から個人番号 の提供を受ける場合には、当該税理士等に係 る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明 書により確認される電子署名が行われた当該 提供に係る情報を、システム利用者を特定 するために利用者IDを入力して、送信を 受ける方法(同法第2条第1項の事務に閲 し提供を受ける場合に限る。) 本人の代理人(当該代理人が税理士法人等 の場合に限る。) に所属する税理士等から 個人番号の提供を受ける場合には、当該税 理士等に係る地方税手続電子証明書及び 当該地方税手続電子証明書により確認さ れる電子署名が行われた当該提供に係る 情報を、当該代理人又は当該税理士等に通 知したシステム利用者を特定するために 利用者IDを入力して送信を受ける方法 (同法第2条第1項の事務に関し提供を 受ける場合に限る。) 官公署若しくは個人番 本人のマイナンバーカード又は通知カー 規則第 10条 K 号利用事務等実施者か

規則第10条第3号ロ前段

官公署若しくは個人番 号利用事務等実施者か ら発行され、若しくは発 給された書類その他こ れに類する書類であっ

本人の還付されたマイナンバーカード又 は還付された通知カード

本人の住民票の写し又は住民票記載事項

	て個人番号利用事務実	証明書であって、氏名、出生の年月日、男
	施者が適当と認めるも	女の別、住所及び個人番号が記載されたも
	の(本人の個人番号及び	<i>の</i>
	個人識別事項の記載が	官公署又は個人番号利用事務等実施者が
	あるものに限る。)	発行又は発給をした書類で、本人の個人番
		号及び個人識別事項の記載があるもの
		本人が記載した自身の個人番号に相違な
		い旨の本人による申立書(提示時において
		作成した日から6か月以内のものに限
		る。)
規則第	個人番号利用事務実施	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子
10条	者が適当と認める方法	計算機による送信を受けること
第3号		
口後段		